

ゆうちょ銀行とお取引をされる外国人のお客さまへ

- 口座開設時、住所・氏名変更、改印時には、在留カードの提示をお願いします。
国籍・在留資格・在留期間等を確認するため、在留カードの提示をお願いします。
- ※ 在留カードを更新した場合は、お手続きの際にお申し出ください。
- ※ 外交官等の方で在留カードを交付されていない方のご提示は不要です。

- 在留期間満了日が口座開設を申し込まれる日から3か月以内に到来する場合、在留期間更新の手續終了後にお申し込みください。

在留期間満了日が口座開設を申し込まれる日から3か月以内に到来する場合、口座開設はいたしかねます。

引き続き在留されるご予約のお客さまは、在留期間更新の手續後に、在留期間が更新された新しい在留カードをお持ちいただき、口座開設をお申し込みください。

- ※ 入国時に決定された在留期間が3か月以下であり、在留カードを交付されていない方は、ゆうちょ銀行・郵便局では、口座開設はいたしかねます。
- ※ 在留資格・在留期間更新のお手続き中の方は、更新後の新しい在留カードをお持ちください。

- 学生証・社員証等の提示をお願いします。

在留資格が「留学」・「技能実習」の方は、口座開設時に在籍の事実や勤務実態等の確認のため、在留カードとともに、学生証や社員証等の提示をお願いします。

- ※ ご就学先やお勤め先にご在籍の確認の連絡をさせていただく場合がございます。

- 口座開設までにお時間を要する場合があります。

外国人の方が口座開設を申し込まれる際は、関係法令等に基づく各種確認にお時間を要することから、受付当日の口座開設ができず、後日、通帳をお客さまのご自宅に郵送する場合がございます。また、場合によっては口座の開設をお断りすることがございますので、あらかじめご了承ください。

- その他ご注意いただきたい事項

- ・ 在留カードを更新した場合は、更新後のカードをお持ちいただき、速やかに窓口
に届け出てください。お届けいただけない場合、一時的にお取引を制限する場
合がございます。
- ・ ご提示いただいた証明書類は、コピーをとらせていただきます。
- ・ 非居住者の届出をされている方で、非居住者から居住者に変更になった場合は、速やかに窓口へ届け出てください。
- ・ 帰国等、日本国外に転出する際は、口座の解約手續を行ってください。
- ・ 第三者に利用させることを目的とした口座(通帳・キャッシュカード)の譲渡や売買
は犯罪です。絶対に行わないでください。

表面

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN		在留カード RESIDENCE CARD		番号 AB12345678CD NO.
氏名 NAME	TURNER ELIZABETH			
生年月日 DATE OF BIRTH	1985年12月31日 Y M D	性別 SEX	女 F	国籍・地域 NATIONALITY/REGION
住居地 ADDRESS	東京都千代田区麹町1丁目1番1号麹が関ヘイツ202号			
在留資格 STATUS	留学 College Student	就労制限の有無	就労不可	
在留期間(満了日) PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION)	4年3月(2018年10月20日) Y M D			
許可の種類	在留期間更新許可(東京入国管理局長)			
許可年月日	2014年06月10日	交付年月日	2014年06月10日	
このカードは 2018年10月20日まで有効 です。 法務大臣 法務大臣印				

裏面

住居地記載欄		
届出年月日	住居地	記載者印
2014年12月1日	東京都港区港南5丁目5番30号	東京都港区長
資格外活動許可欄		
許可: 原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く		
在留期間更新等許可申請欄		
在留資格変更許可申請中		